

## 「通所介護事業所の出張所の取扱いについて」の改正内容について

平成30年度制度改正に基づき、「通所介護事業所の出張所の取扱いについて」を改正しました。改正内容については、以下のとおりとなります。

### 1 改正概要

- ① 「介護予防通所介護」→「予防通所介護相当サービス」に修正。  
⇒ 平成30年3月31日をもって、「介護予防通所介護」が総合事業所の「予防通所介護相当サービス」に完全移行したため、これに併せて文言の整理しました。
- ② 変更届出の届出方法を追記。  
⇒ 当該取扱いは、平成28年4月1日の地域密着型通所介護移行に伴い作成されたため、届出方法について、地域密着型通所介護に移行する事業所（定員18名以下）を廃止する前提で作成されていました。そのため、新たにサテライトを一から立ち上げる方法について届出方法を例示していなかったため、今回の改正で当該届出方法についても例示を追記しました。
- ③ 平成30年度制度改正に伴う新加算の追記。  
⇒ 通所介護事業所に係る加算についても新設等があったため、修正しました。

### 2 改正内容（新旧対照表）

「通所介護事業所の出張所の取扱いについて」新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">通所介護事業所の出張所の取扱いについて</p> <p><b>1 指定基準</b> (略)</p> <p>なお、この取扱いについては、その出張所が主たる事業所と同一の法人にて運営される場合のみ認められる。</p> <p>また、<b>予防通所介護相当サービス事業所</b>が、通所介護事業所の指定を併せて受け、かつ、<b>予防通所介護相当サービス</b>の事業と通所介護の事業とが同じ事業所で一体的に運営されている場合については、同様の取扱いとする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p><b>2 出張所設置までの流れ及び届出必要書類</b></p> <p><b>2-1 既に複数事業所を運営しており、一つを主たる事業所、もう一方を出張</b></p>	<p style="text-align: center;">通所介護事業所の出張所の取扱いについて</p> <p><b>1 指定基準</b> (略)</p> <p>なお、この取扱いについては、その出張所が主たる事業所と同一の法人にて運営される場合のみ認められる。</p> <p>また、<b>介護予防通所介護事業所または予防通所介護相当サービス事業所</b>が、通所介護事業所の指定を併せて受け、かつ、<b>介護予防通所介護の事業または介護予防通所相当サービス</b>の事業と通所介護の事業とが同じ事業所で一体的に運営されている場合については、同様の取扱いとする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p><b>2 出張所設置までの流れ及び届出必要書類</b></p>

## 所とする場合

(1) (略)

(2) 届出必要書類

ア (略)

イ 主たる事業所

①変更届出書【第5号様式】

②【付表6】

(ア) 通所介護・**予防通所介護相当サービス**事業所の指定に係る記載事項

(イ) 通所介護・**予防通所介護相当サービス**事業所を事業所所在地以外の場所で一部実施する場合の記載事項

③【付表6(別紙)(2単位目以降がある場合のみ)】

④従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表【参考様式1-1】

(ア) 主たる事業所の勤務の体制

(イ) 出張所の勤務の体制

⑤出張所の図面及び写真

(外観及び内部の必要な設備、状況がわかる写真)

⑥運営規程

(出張所の住所、サービス提供日・時間、利用定員等が記載されたもの。)

⑦建築物等に係る関係法令確認書

⑧出張所設置に係る誓約書【参考様式3-2】

## 2-2 既存の事業所を主たる事業所とし、出張所を一から新設する場合

(1) (略)

(2) 届出必要書類

①変更届出書【第5号様式】

②【付表6】

(1) (略)

(2) 届出必要書類

ア (略)

イ 主たる事業所

①変更届出書【第5号様式】

②【付表6】

(ア) 通所介護・介護予防通所介護事業所の指定に係る記載事項

(イ) 通所介護・介護予防通所介護事業所を事業所所在地以外の場所で一部実施する場合の記載事項

③【付表6(別紙)(2単位目以降がある場合のみ)】

④従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表【参考様式1-1】

(ア) 主たる事業所の勤務の体制

(イ) 出張所の勤務の体制

⑤出張所の図面及び写真

(外観及び内部の必要な設備、状況がわかる写真)

⑥運営規程

(出張所の住所、サービス提供日・時間、利用定員等が記載されたもの。)

⑦建築物等に係る関係法令確認書

⑧出張所設置に係る誓約書【参考様式3-2】

(ア) 通所介護・**予防通所介護相当サービス**事業所の指定に係る記載事項

(イ) 通所介護・**予防通所介護相当サービス**事業所を事業所所在地以外の場所で一部実施する場合の記載事項

③【付表6（別紙）（2単位目以降がある場合のみ）】

④従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表【参考様式1-1】

(ア) 主たる事業所の勤務の体制

(イ) 出張所の勤務の体制

⑤出張所の図面及び写真（外観及び内部の必要な設備、状況がわかる写真）

⑥運営規程（出張所の住所、サービス提供日・時間、利用定員等が記載されたものの。）

⑦建築物等に係る関係法令確認書

⑧出張所設置に係る誓約書【参考様式32】

●変更届・加算届の掲載先

八王子市ホームページ

トップ > 事業者の方へ > 介護事業所・高齢者施設の開設・届出等  
> 事業者へのお知らせ > 複数サービスにまたがる通知等  
> 出張所の取扱について

<http://www.city.hachioji.tokyo.jp/jigyosha/011/003/004/p004059.html>

●（略）

3 加算等の算定の開始時期

出張所が主たる事業所と独立して算定となる加算についての算定開始日は、下記（1）の届出が15日までになされた場合は翌月からとなります。また、主たる事業所の算定に変更がある場合も、同様の扱いとなります。

期限を過ぎて提出された場合（書類の不備・不足等で期限までに受理できない場合を含む）で、要件が満たしていることが確認されたものは翌々月からの算定となり

(3) 変更届・加算届の掲載先

八王子市ホームページ

くらしの情報 > 高齢・介護・障害・生活福祉 > 居宅サービス > 通所介護

[http://www.city.hachioji.tokyo.jp/korei\\_shogai/46516/47472/048628.html](http://www.city.hachioji.tokyo.jp/korei_shogai/46516/47472/048628.html)

(4) （略）

3 加算等の算定の開始時期

出張所が主たる事業所と独立して算定となる加算についての算定開始日は、下記（1）の届出が15日までになされた場合は翌月からとなります。また、主たる事業所の算定に変更がある場合も、同様の扱いとなります。

期限を過ぎて提出された場合（書類の不備・不足等で期限までに受理できない場合

ますので、十分にご注意ください。

(1) 加算等に関する届出

ア 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書【加算様式1-1】

イ 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表

**【加算様式2-1-5-1】**

ウ 各加算等に該当する添付書類

#### 4 出張所における加算・減算の取扱い

加算・減算の取扱いとしては、①事業所単位で算定するものと、②主たる事業所と出張所のそれぞれの事業所で算定するもの、の2つのパターンがあるが、整理すると以下のとおり。

を含む)で、要件が満たしていることが確認されたものは翌々月からの算定となりますので、十分にご注意ください。

(1) 加算等に関する届出

ア 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書【加算様式1-1】

イ 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表

**【加算様式2-1-5】**

ウ 各加算等に該当する添付書類

#### 4 出張所における加算・減算の取扱い

加算・減算の取扱いとしては、①事業所単位で算定するものと、②主たる事業所と出張所のそれぞれの事業所で算定するもの、の2つのパターンがあるが、整理すると以下のとおり。

①事業所単位で算定するもの	②主たる事業所と出張所のそれぞれの事業所で算定するもの	①事業所単位で算定するもの	②主たる事業所と出張所のそれぞれの事業所で算定するもの
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定員超過利用減算</li> <li>・ 人員基準欠如減算</li> <li>・ 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算</li> <li>・ 中重度者ケア体制加算 (※除く)</li> <li>・ 認知症加算 (※除く)</li> <li>・ サービス提供体制強化加算 (I)・(II)</li> <li>・ 介護職員処遇改善加算</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 延長加算</li> <li>・ 入浴介助加算</li> <li>・ 個別機能訓練加算 (I)・(II)</li> <li>・ 若年性認知症利用者受入加算</li> <li>・ 栄養改善加算</li> <li>・ 口腔機能向上加算</li> <li>・ 同一建物減算</li> <li>・ 送迎減算</li> <li>・ <b>ADL維持等加算</b></li> <li>・ <b>生活機能向上連携加算</b></li> <li>・ <b>生活相談員配置等加算 (共生型のみ)</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定員超過利用減算</li> <li>・ 人員基準欠如減算</li> <li>・ 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算</li> <li>・ 中重度者ケア体制加算 (※除く)</li> <li>・ 認知症加算 (※除く)</li> <li>・ サービス提供体制強化加算 (I)・(II)</li> <li>・ 介護職員処遇改善加算</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 延長加算</li> <li>・ 入浴介助加算</li> <li>・ 個別機能訓練加算 (I)・(II)</li> <li>・ 若年性認知症利用者受入加算</li> <li>・ 栄養改善加算</li> <li>・ 口腔機能向上加算</li> <li>・ 同一建物減算</li> <li>・ 送迎減算</li> </ul>
<p>(全国介護保険・高齢者保健福祉担当者会議資料より抜粋) (略)</p>		<p>(全国介護保険・高齢者保健福祉担当者会議資料より抜粋) (略)</p>	